



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2004.07.30 No. 27 - 111

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274

日航706便裁判で無罪判決を勝ち取りました！

2004年7月30日、名古屋地方裁判所は、1997年6月8日に発生した日航706便事故の当該機長に対して、無罪とする判決を言い渡しました。当日は、日乗連から24名、航空産別から約120名が名古屋に駆けつけ、無罪判決の喜びを分かち合いました。日乗連は、判決公判終了後以下の声明を発表しました。今後、検察に対して控訴させない取り組みや、事故の再調査要請等の行動が控えています。今後ご支援ご協力をお願いします。

本日、1997年6月8日に発生した日本航空706便事故の機長に対する判決が行われた。結果は無罪であった。

私たち日本乗員組合連絡会議は、この判決はきわめて当然であると考えます。また、この結果は日本の航空、さらには世界の航空関係者にとって支持されるであろう。

本裁判は、検察が航空事故調査報告書を根拠に起訴したこと自体が間違っており、2年間の甚大な浪費だったことが証明されたのである。

私たちは繰り返し述べてきたが、航空・鉄道事故調査委員会（以下事故調）が行う事故調査は、唯一類似事故またはインシデントの再発防止にその目的があり、調査結果はすべて推定原因である。調査結果は、事故の可能性のある、あらゆる点についての推定原因があげられるべきであり、それらのすべてに再発防止のための勧告等がなされるのである。従って、事故調査委員自身が証言しているように、その原因はあくまで推定であり、確定されたものではないということである。

しかし、検察は事故調の報告書を鑑定書として証拠提出した。類似事故再発防止のために調査された内容が、刑事責任追及のために使用されたのである。

この事実は、明らかに国際条約である国際民間航空条約付属書第13に違反することであり、世界の航空関係者が危惧することであった。

さらにこの裁判で使用された事故調査報告書は、その推定原因が明らかに事実と反しており、信用性に欠けることが公判における証言によって明らかになった。

事故調査委員会は直ちに再調査を開始すべきである。

私たち日本乗員組合連絡会議は、起訴自体が不当であった本裁判の無罪判決を支持する。

同時に、検察に対しては、航空安全に関する国際標準を尊重し、控訴しないことを要請する。

また国に対しては、航空事故における刑事責任のあり方を見直し、真の事故原因究明と再発防止策がとられる制度を作ることを強く望む。

2004年7月30日
日本乗員組合連絡会議

